

議案第108号 新市建設計画の変更についてに対する  
附帯決議

「新市建設計画の変更について」は、新市建設計画第8章、公共施設の適正配置における追加部分「本庁舎建設を最優先に進めていく」との記述がある。

平成23年3月11日に発生した東日本大震災の教訓を生かし、市の負担が少ない合併特例債を活用して新庁舎建設との方向性は一定程度認めるも、建設に向け十分な議論や検討が行われたとは言い難い。

先般、議会に示された市の財政計画においても、健全財政に赤信号がともり始め、今後、更に厳しい財政運営となる事は明白である。

市の財政計画で示した本庁舎建設事業費の63億円については、平成32年度までの普通建設事業の用途別事業費を明らかにせず、過去の普通建設事業費の詳細すら公表しない状況にある。

市は、新市建設計画の変更が従来の市民サービスにどう影響するのか、市民の負担はどうなるのかなどに対し、市民に説明する責任がある。

従って、市は下記の事項について格段の配慮をすべきである。

記

- 1 市の財政計画で示した庁舎建設事業費63億円を踏まえ、事業費を抑制する努力をすること。なお、63億円を超える見通しの際は、早急に議会と協議すること。
- 2 事業の推進については、新市建設計画を尊重し住民サービスに充分配慮すること。
- 3 庁舎建設の年度毎の事業費を明示すること。

4 市民の理解を得ながら事業を進めること。

以上、決議する。

平成26年12月17日

深 谷 市 議 会